

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年8月29日（令和6年（行情）諮問第955号ないし同第961号）

答申日：令和7年7月30日（令和7年度（行情）答申第276号ないし同第282号）

事件名：「令和2年度命題研究の成果（終了報告）について（報告）」等の一部開示決定に関する件

「令和2年度命題研究の成果（終了報告）について（報告）」等のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書の一部開示決定に関する件

「令和2年度命題研究の成果（終了報告）について（報告）」等のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書の一部開示決定に関する件

「令和2年度命題研究の成果（終了報告）について（報告）」等のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

「令和2年度命題研究の成果（終了報告）について（報告）」等のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で残りの部分とされた文書及び当該文書の令和4年度版の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で残りの部分とされた文書及び当該文書の令和5年度版の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書7」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書18」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年10月28日付け防官文第20467号、令和5年1月6日付け同第157号、同年3月27日付け

同第6811号、同年6月5日付け同第12105号、同年8月10日付け同第17204号、同年10月23日付け同第21879号、同年12月26日付け同第26294号及び令和6年4月26日付け同第10342号ないし同第10348号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分14」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

（エ）本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されて

いる情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

他に文書がないか確認を求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

（2）審査請求書2（原処分2について）

アないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

カ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

キ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

（3）審査請求書3（原処分3について）

アないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ 上記（2）オと同旨。

カ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

キ 上記（2）キと同旨。

（4）審査請求書4（原処分4について）

アないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」

（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 上記（2）オと同旨。

ク 上記（3）カと同旨。

ケ 上記（2）キと同旨。

（5）審査請求書5（原処分5について）

アないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ 上記（2）オと同旨。

カ 上記（3）カと同旨。

キ 上記（2）キと同旨。

（6）審査請求書6（原処分6について）

上記（5）と同旨。

（7）審査請求書7（原処分7について）

アないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ 上記（2）オと同旨。

カ 上記（3）カと同旨。

(8) 審査請求書 8 (原処分 8 について)

ア 本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和 5 年度 (行情) 答申第 6 5 4 号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

イないしエ 上記 (1) イないしエと同旨。

オ及びカ 上記 (4) オ及びカと同旨。

キ 上記 (2) オと同旨。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ 上記 (2) キと同旨。

(9) 審査請求書 9 (原処分 9 ないし原処分 1 4 について)

ア 上記 (8) アと同旨。

イないしエ 上記 (1) イないしエと同旨。

オ及びカ 上記 (4) オ及びカと同旨。

キ 上記 (2) オと同旨。

ク 全体の決定が見通せるような実質的な決定 (いわばサンプル的な決定) をすることを求める。

他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ 上記 (2) キと同旨。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分 1 及び原処分 8 について (諮問第 9 5 5 号)

本件開示請求は、本件請求文書 1 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書 1 ないし文書 1 8 を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 4 年 1 0 月 2 8 日付け防官文第 2 0 4 6 7 号により、本件対象文書のうち、文書 1 について、法 9 条 1 項に基づく開示決定処分 (原処分 1) を行った後、令和 6 年 4 月 2 6 日付け同第 1 0 3 4 2 号により、本件対象文書のうち、文書 2 ないし文書 1 8 について、法 5 条 2 号イ、3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 8) を行った。

本件審査請求は、原処分 1 及び原処分 8 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 1 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 1 年 9 か月を

要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分2及び原処分9について（諮問第956号）

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書18を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年1月6日付け防官文第157号により、本件対象文書のうち、文書14（かがみのみ。）について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、令和6年4月26日付け同第10343号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書13、文書14（かがみを除く。）及び文書15ないし文書18について、法5条2号イ、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分9）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分9に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(3) 原処分3及び原処分10について（諮問第957号）

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書13、文書14（かがみを除く。）及び文書15ないし文書18を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年3月27日付け防官文第6811号により、本件対象文書のうち、文書14（別冊の表紙のみ。）について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、令和6年4月26日付け同第10344号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書13、文書14（かがみ及び別冊の表紙を除く。）及び文書15ないし文書18について、法5条2号イ、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分10）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分10に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に

上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(4) 原処分4及び原処分11について（諮問第958号）

本件開示請求は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書13、文書14（かがみ及び別冊の表紙を除く。）及び文書15ないし文書18を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年6月5日付け防官文第12105号により、本件対象文書のうち、文書4（かがみのみ。）について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分4）を行った後、令和6年4月26日付け同第10345号により、本件対象文書のうち、文書2、文書3、文書4（かがみを除く。）、文書5ないし文書13、文書14（かがみ及び別冊の表紙を除く。）及び文書15ないし文書18について、法5条2号イ、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分11）を行った。

本件審査請求は、原処分4及び原処分11に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分4に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(5) 原処分5及び原処分12について（諮問第959号）

本件開示請求は、本件請求文書5の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2、文書3、文書4（かがみを除く。）、文書5ないし文書13、文書14（かがみ及び別冊の表紙を除く。）及び文書15ないし文書18を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年8月10日付け防官文第17204号により、本件対象文書のうち、文書7（かがみのみ。）について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分5）を行った後、令和6年4月26日付け同第10346号により、本件対象文書のうち、文書2、文書3、文書4（かがみを除く。）、文書5、文書6、文書7（かがみを除く。）、文書8ないし文書13、文書14（かがみ及び別冊の表紙を除く。）及び文書15ないし文書18について、法5条2号イ、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分12）を行った。

本件審査請求は、原処分5及び原処分12に対して提起されたもので

あり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分5に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(6) 原処分6及び原処分13について（諮問第960号）

本件開示請求は、本件請求文書6の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2、文書3、文書4（かがみを除く。）、文書5、文書6、文書7（かがみを除く。）、文書8ないし文書13、文書14（かがみ及び別冊の表紙を除く。）及び文書15ないし文書18を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年10月23日付け防官文第21879号により、本件対象文書のうち、文書6（かがみのみ。）について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分6）を行った後、令和6年4月26日付け同第10347号により、本件対象文書のうち、文書2、文書3、文書4（かがみを除く。）、文書5、文書6（かがみを除く。）、文書7（かがみを除く。）、文書8ないし文書13、文書14（かがみ及び別冊の表紙を除く。）及び文書15ないし文書18について、法5条2号イ、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分13）を行った。

本件審査請求は、原処分6及び原処分13に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(7) 原処分7及び原処分14について（諮問第961号）

本件開示請求は、本件請求文書7の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2、文書3、文書4（かがみを除く。）、文書5、文書6（かがみを除く。）、文書7（かがみを除く。）、文書8ないし文書13、文書14（かがみ及び別冊の表紙を除く。）及び文書15ないし文書18を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年12月26日付け防官文第26294号により、本件対象文書のうち、文書11（かがみのみ。）について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分7）を行った後、令和6年4月26日付け同第10348号により、本件対象文書のうち、文書2、文書3、文書4（かがみを除く。）、文書5、文書6（かがみを除く。）、文書7（かがみを除く。）、文書8ないし文書10、文書11（かがみを除く。）、文書12、文書13、文書14（かがみ及び別冊の表紙を

除く。)及び文書15ないし文書18について、法5条2号イ、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分14)を行った。

本件審査請求は、原処分7及び原処分14に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及びその理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条2号イ、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分8について(諮問第955号)

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

オ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

カ 審査請求人は、「本件対象文書の電磁的記録の特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録を特定している。

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分8においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条2号イ、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分8において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

ケ 審査請求人は、原処分8で特定した文書に対して「紙媒体についても特定を求める」としているが、原処分8で特定した文書は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

コ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分8を維持することが妥当である。

(2) 原処分2及び原処分9について（諮問第956号）

アないしウ 上記（1）アないしウと同旨。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

オないしサ 上記（1）エないしク、コ及びサと同旨（ただし、「原処分1」とあるのは「原処分2」、「原処分8」とあるのは「原処分9」と読み替える。）。

(3) 原処分3及び原処分10について（諮問第957号）

アないしウ 上記（1）アないしウと同旨。

エ 上記（2）エと同旨。

オないしサ 上記（1）エないしク、コ及びサと同旨（ただし、「原処分1」とあるのは「原処分3」、「原処分8」とあるのは「原処分10」と読み替える。）。

(4) 原処分4及び原処分11について（諮問第958号）

アないしオ 上記（1）アないしウ、キ及びクと同旨（ただし、「原処分8」とあるのは「原処分11」と読み替える。）。

カ 上記（2）エと同旨。

キないしサ 上記（１）エないしか、コ及びサと同旨（ただし、「原処分１」とあるのは「原処分４」、「原処分８」とあるのは「原処分１１」と読み替える。）。

（５）原処分５及び原処分１２について（諮問第９５９号）

アないしウ 上記（１）アないしウと同旨。

エ 上記（２）エと同旨。

オないしサ 上記（１）エないしく、コ及びサと同旨（ただし、「原処分１」とあるのは「原処分５」、「原処分８」とあるのは「原処分１２」と読み替える。）。

（６）原処分６及び原処分１３について（諮問第９６０号）

アないしウ 上記（１）アないしウと同旨。

エ 上記（２）エと同旨。

オないしサ 上記（１）エないしく、コ及びサと同旨（ただし、「原処分１」とあるのは「原処分６」、「原処分８」とあるのは「原処分１３」と読み替える。）。

（７）原処分７及び原処分１４について（諮問第９６１号）

アないしウ 上記（１）アないしウと同旨。

エ 上記（２）エと同旨。

オないしサ 上記（１）エないしく、コ及びサと同旨（ただし、「原処分１」とあるのは「原処分７」、「原処分８」とあるのは「原処分１４」と読み替える。）。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| ① 令和６年８月２９日 | 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第９５５号ないし同第９６１号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年９月９日 | 審議（同上） |
| ④ 令和７年７月１７日 | 本件対象文書の見分及び審議（同上） |
| ⑤ 同月２４日 | 令和６年（行情）諮問第９５５号ないし同第９６１号の併合及び審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条２号イ、３号及び６号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対

象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、令和6年（行情）諮問第955号ないし同第961号において、諮問庁は原処分1ないし原処分7に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件請求文書1に係る文書の特定（諮問第955号）

本件請求文書1に係る開示請求書には、「令和2年度命題研究の成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）」及び「当該文書の令和3年度版」と記載されていたことから、「令和2年度命題研究の成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）」及び「当該文書の令和3年度版」の開示を求めているものと解し、文書1ないし文書18を特定した。「当該文書の令和3年度版」に該当する文書は作成しておらず、保有していない。

なお、文書9の発簡番号及び発簡年月日は、同文書に記載の「高学研第1号（令和3年3月22日）」が正しく、文書1及び文書2に記載された文書9に係る発簡番号及び発簡年月日は誤りである。

また、文書11については、本件対象文書を特定した教育訓練研究本部では発簡番号及び発簡年月日が空欄のものを保有している。

イ 本件請求文書2に係る文書の特定（諮問第956号）

本件請求文書2に係る開示請求書には、「防官文第20467号（2022. 8. 30－本本B953）で残りの部分」と記載されていたことから、本件請求文書1に係る原処分1で残りの部分とされた文書の開示を求めているものと解し、原処分8で特定した文書2ないし文書18を特定した。

ウ 本件請求文書3に係る文書の特定（諮問第957号）

本件請求文書3に係る開示請求書には、「防官文第157号（2022. 11. 8－本本B1890）で残りの部分」と記載されていたことから、本件請求文書2に係る原処分2で残りの部分とされた文書の開示を求めているものと解し、原処分9で特定した文書2ないし文書13、文書14（かがみを除く。）及び文書15ないし文書18を特定した。

エ 本件請求文書4に係る文書の特定（諮問第958号）

本件請求文書4に係る開示請求書には、「防官文第6811号（2023. 1. 24－本本B2440）で残りの部分」及び「当該文

書の令和４年度版」と記載されていたことから、本件請求文書３に係る原処分３で残りの部分とされた文書及び「当該文書の令和４年度版」の開示を求めているものと解し、原処分１０で特定した文書２ないし文書１３、文書１４（かがみ及び別冊の表紙を除く。）及び文書１５ないし文書１８を特定した。「当該文書の令和４年度版」に該当する文書は作成しておらず、保有していない。

オ 本件請求文書５に係る文書の特定（諮問第９５９号）

本件請求文書５に係る開示請求書には、「防官文第１２１０５号（２０２３．４．４－本本Ｂ１８）で残りの部分」及び「当該文書の令和４年度版」と記載されていたことから、本件請求文書４に係る原処分４で残りの部分とされた文書及び「当該文書の令和４年度版」の開示を求めているものと解し、原処分１１で特定した文書２、文書３、文書４（かがみを除く。）、文書５ないし文書１３、文書１４（かがみ及び別冊の表紙を除く。）及び文書１５ないし文書１８を特定した。「当該文書の令和４年度版」に該当する文書は作成しておらず、保有していない。

カ 本件請求文書６に係る文書の特定（諮問第９６０号）

本件請求文書６に係る開示請求書には、「防官文第１７２０４号（２０２３．６．１３－本本Ｂ４８３）で残りの部分」及び「当該文書の令和４年版」と記載されていたことから、本件請求文書５に係る原処分５で残りの部分とされた文書及び「当該文書の令和４年版」の開示を求めているものと解し、原処分１２で特定した文書２、文書３、文書４（かがみを除く。）、文書５、文書６、文書７（かがみを除く。）、文書８ないし文書１３、文書１４（かがみ及び別冊の表紙を除く。）及び文書１５ないし文書１８を特定した。「当該文書の令和４年版」に該当する文書は作成しておらず、保有していない。

キ 本件請求文書７に係る文書の特定（諮問第９６１号）

本件請求文書７に係る開示請求書には、「防官文第２１８７９号（２０２３．８．２２－本本Ｂ１１８８）で残り部分」及び「当該文書の令和５年版」と記載されていたことから、本件請求文書６に係る原処分６で残りの部分とされた文書及び「当該文書の令和５年版」の開示を求めているものと解し、原処分１３で特定した文書２、文書３、文書４（かがみを除く。）、文書５、文書６（かがみを除く。）、文書７（かがみを除く。）、文書８ないし文書１３、文書１４（かがみ及び別冊の表紙を除く。）及び文書１５ないし文書１８を特定した。「当該文書の令和５年版」に該当する文書は作成しておらず、保有していない。

ク 本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有していない。

ケ 本件審査請求を受け、改めて関係部署を探索したが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アないしキの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1)クの保有状況及び上記(1)ケの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明は特段不自然、不合理とはいえない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、諮問庁が原処分において不開示としたとしている部分の一部(文書9の6枚目の一部)については、原処分の行政文書開示実施通知書には不開示部分として表示されていないことが認められる。原処分は、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであるから、当該一部は、原処分において不開示とされたとは認められないので、その不開示情報該当性についての判断はしない。

(2) 以上を前提として、以下、検討する。

ア 法5条2号イ該当性について

別表の番号11に掲げる不開示部分には、自衛隊中央病院の調査研究協力者として特定法人に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、原処分で既に開示されている研究課題名等の情報と組み合わせることで、当該法人の研究事項等が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 法5条3号該当性について

(ア) 別表の番号1、3、5ないし7、9、11及び13に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の防衛力の整備及び運用に資するための諸研究並びに装備品に関する情報が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の防衛体制・態勢、防衛力の現状等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な

遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表の番号2、4ないし6、及び10に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の教育訓練及び人的能力等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがある旨の諮問庁の説明を否定することまではできない。

そうすると、当該部分を公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該部分は、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表の番号6、8、9及び10に掲げる不開示部分には、米軍の運用及び調査研究に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 法5条6号柱書き該当性について

別表の番号12及び13に掲げる不開示部分には、自衛隊中央病院が命題研究とは別に行った自主研究に関する内容が記載されていると認められる。

当該研究内容が公表されていないことを踏まえると、当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊中央病院が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

そうすると、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条2号イ、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条

2号イ、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 「令和2年度命題研究の成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）」、及び当該文書の令和3年度版。＊いずれも添付書類を含む。
- (2) 『「令和2年度命題研究の成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）」、及び当該文書の令和3年度版。＊いずれも添付書類を含む。』のうち防官文第20467号（2022. 8. 30－本本B953）で残りの部分とされた全て。
- (3) 『「令和2年度命題研究の成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）」、及び当該文書の令和3年度版。＊いずれも添付書類を含む。』のうち防官文第157号（2022. 11. 8－本本B1890）で残りの部分とされた全て。
- (4) 『「令和2年度命題研究の成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）」、及び当該文書の令和3年度版。＊いずれも添付書類を含む。』のうち防官文第6811号（2023. 1. 24－本本B2440）で残りの部分とされた全て、及び当該文書の令和4年度版。
- (5) 『「令和2年度命題研究の成果（終了報告）について（報告）（研定第3号）」、及び当該文書の令和3年度版。＊いずれも添付書類を含む。』のうち防官文第12105号（2023. 4. 4－本本B18）で残りの部分とされた全て、及び当該文書の令和4年度版。
- (6) 防官文第17204号（2023. 6. 13－本本B483）で残りの部分とされた全て、及び当該文書の令和4年版。
- (7) 防官文第21879号（2023. 8. 22－本本B1188）で残り部分とされた全て、及び当該文書の令和5年版。

2 本件対象文書

- (1) 本件請求文書1に係るもの

文書1 令和2年度命題研究の成果（終了報告）について（報告）（教訓研本研第40号。令和3年6月9日）（別冊を除く。）

文書2 令和2年度命題研究の成果（終了報告）について（報告）（教訓研本研第40号。令和3年6月9日）（別冊の表紙のみ。）

文書3 「CBRN広域偵察機能保持のあり方に関する研究」研究成果（終了報告）について（報告）（化学研第17号。令和2年8月21日）

文書4 「政府の電子化の推進等更なるIT技術の向上を踏まえた会計支援体制の在り方に関する研究」研究成果（終了報告）について（報告）（小学会第6号。令和3年3月9日）

- 文書5 「統合火力誘導（仮）の教育訓練に関する研究」の研究成果（終了報告）について（報告）（富学特第20号。令和3年3月19日）
- 文書6 「ティルト・ローター機（V-22）の教育訓練に関する研究（特技等教育訓練基準）」研究成果について（報告）（航学研第21号。令和3年5月27日）
- 文書7 格闘教育訓練基準の見直しに資する研究成果（終了報告）について（報告）（体学企第24号。令和3年3月31日）
- 文書8 「地上設置型掩体等に係る教育訓練に関する研究」の研究成果について（報告）（施学研第11号。令和3年4月6日）
- 文書9 03式中距離地对空誘導弾（改善型）の教育訓練に関する研究成果について（報告）（高学研第1号。令和3年3月22日）
- 文書10 「戦車射撃等の教育訓練に関する研究」研究成果（終了報告）について（報告）（富学機第127号。令和2年12月14日）
- 文書11 「覆道式射場の整備（改修）に関する研究」の研究成果について（報告）（施学研第 号。令和3年3月 日）
- 文書12 令和2年度命題研究「新指揮所訓練統裁支援システムに関する研究」研究成果（最終報告）について（報告）（シス開第394号。令和2年9月28日）
- 文書13 治療・後送用器材の改善研究（野外生命維持セットに関する研究）成果報告（終了）について（報告）（医実第29号。令和3年3月17日）
- 文書14 令和2年度自衛隊中央病院研究成果について（報告）（中病教研第14号。令和3年4月9日）
- 文書15 衝撃波が人体に与える影響に関する研究について（報告）（医実第28号。令和3年3月17日）
- 文書16 命題研究「陸自自動車教習所の在り方に関する研究」研究成果について（報告）（輸学研第7号。令和3年4月9日）
- 文書17 令和2年度試験成果（重装輪回収車（改）及び03式中距離地对空誘導弾（改善型））について（報告）（実験団第817号。令和2年12月21日）
- 文書18 令和2年度装備研究成果について（報告）（実験団第174号。令和3年3月22日）（別冊第2を除く。）

(2) 本件請求文書2に係るもの

文書2ないし文書18

(3) 本件請求文書3に係るもの

文書2ないし文書13、文書14（かがみを除く。）及び文書15ないし文書18

(4) 本件請求文書4に係るもの

文書 2 ないし文書 1 3、文書 1 4（かがみ及び別冊の表紙を除く。）及び文書 1 5 ないし文書 1 8

(5) 本件請求文書 5 に係るもの

文書 2、文書 3、文書 4（かがみを除く。）、文書 5 ないし文書 1 3、文書 1 4（かがみ及び別冊の表紙を除く。）及び文書 1 5 ないし文書 1 8

(6) 本件請求文書 6 に係るもの

文書 2、文書 3、文書 4（かがみを除く。）、文書 5、文書 6、文書 7（かがみを除く。）、文書 8 ないし文書 1 3、文書 1 4（かがみ及び別冊の表紙を除く。）及び文書 1 5 ないし文書 1 8

(7) 本件請求文書 7 に係るもの

文書 2、文書 3、文書 4（かがみを除く。）、文書 5、文書 6（かがみを除く。）、文書 7（かがみを除く。）、文書 8 ないし文書 1 3、文書 1 4（かがみ及び別冊の表紙を除く。）及び文書 1 5 ないし文書 1 8

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 3	2 枚目ないし 1 0 枚目及び 3 4 枚目ないし 3 6 枚目の それぞれ一部	自衛隊の防衛力の整備、維持及び運用に資するための 諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制・ 態勢、防衛力の現状等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、 ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		1 1 枚目ないし 3 3 枚目及び 3 7 枚目ないし 4 6 枚目の それぞれ内容の全て	
	文書 4	7 枚目、9 枚目、1 4 枚目 ないし 1 6 枚目、1 8 枚目 ないし 2 0 枚目、2 2 枚 目、2 4 枚目ないし 2 6 枚 目、2 8 枚目、3 0 枚目 ないし 3 3 枚目、3 5 枚目、 3 7 枚目ないし 4 3 枚目、 5 3 枚目ないし 6 3 枚目、 6 8 枚目ないし 7 2 枚目、 7 4 枚目、7 5 枚目、7 8 枚目ないし 8 6 枚目、8 8 枚目、9 4 枚目、9 5 枚 目、1 0 0 枚目ないし 1 0 2 枚目、1 0 4 枚目及び 1 0 5 枚目のそれぞれ一部	
		2 3 枚目、9 6 枚目及び 9 7 枚目のそれぞれ内容の全 て	
	文書 5	2 枚目、3 枚目、5 枚目、 6 枚目、8 枚目及び 1 0 枚 目ないし 2 0 枚目のそれぞ れ一部	
	文書 6	3 枚目ないし 7 枚目、9 枚 目、1 1 枚目、1 3 枚目及 び 1 5 枚目ないし 1 9 枚目 のそれぞれ一部	
		1 0 枚目、1 2 枚目及び 1	

		4枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書16	3枚目ないし6枚目、8枚目、9枚目及び11枚目ないし28枚目のそれぞれ一部	
2	文書7	5枚目ないし10枚目及び12枚目ないし80枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書8	2枚目、3枚目、5枚目ないし8枚目、11枚目ないし22枚目、25枚目、27枚目ないし37枚目及び39枚目ないし56枚目のそれぞれ一部	
	文書9	3枚目ないし5枚目、7枚目ないし9枚目、11枚目ないし13枚目、15枚目ないし18枚目、20枚目ないし24枚目、26枚目ないし34枚目、36枚目、41枚目、43枚目、80枚目ないし93枚目及び95枚目ないし101枚目のそれぞれ一部	
		25枚目、37枚目ないし40枚目及び44枚目ないし78枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書10	3枚目ないし6枚目、8枚目、9枚目、11枚目ないし37枚目、39枚目ないし79枚目、81枚目ないし125枚目及び127枚目ないし154枚目のそれぞれ一部	
	文書11	2枚目、3枚目、5枚目な	

		いし 8 枚目、11 枚目ないし 24 枚目、28 枚目、29 枚目、31 枚目ないし 39 枚目、44 枚目及び 45 枚目のそれぞれの一部	
		25 枚目及び 26 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 14	57 枚目ないし 75 枚目、77 枚目、78 枚目、80 枚目、81 枚目、83 枚目、84 枚目、87 枚目及び 89 枚目ないし 98 枚目のそれぞれ一部	
3	文書 12	4 枚目、5 枚目、10 枚目ないし 19 枚目、22 枚目ないし 29 枚目、32 枚目、34 枚目ないし 38 枚目、40 枚目、41 枚目、43 枚目、45 枚目ないし 51 枚目及び 60 枚目ないし 62 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の現有及び将来装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		20 枚目、21 枚目、30 枚目、31 枚目、33 枚目、39 枚目及び 42 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 13	2 枚目ないし 6 枚目、9 枚目ないし 23 枚目、25 枚目ないし 43 枚目及び 45 枚目ないし 61 枚目のそれぞれ一部	
	文書 17	3 枚目ないし 7 枚目、9 枚目ないし 27 枚目、29 枚目ないし 38 枚目、40 枚目、41 枚目、43 枚目、45 枚目、47 枚目ないし 49 枚目、51 枚目、52 枚目、54 枚目ないし 56	

		枚目、58枚目ないし67 枚目、69枚目ないし72 枚目、74枚目ないし76 枚目、78枚目ないし91 枚目、93枚目ないし96 枚目、98枚目ないし10 0枚目、102枚目ないし 104枚目、106枚目、 108枚目、110枚目な いし114枚目、162枚 目、163枚目、173枚 目、228枚目、229枚 目、293枚目、295枚 目ないし321枚目、32 3枚目、642枚目、64 3枚目、645枚目、65 1枚目、653枚目、66 0枚目及び670枚目のそ れぞれ一部	
		39枚目、42枚目、44 枚目、46枚目、50枚 目、53枚目、57枚目、 68枚目、73枚目、77 枚目、92枚目、97枚 目、101枚目、105枚 目、107枚目、115枚 目ないし160枚目、16 4枚目ないし171枚目、 174枚目ないし218枚 目、230枚目ないし29 0枚目、294枚目、32 4枚目ないし640枚目、 644枚目、646枚目な いし650枚目、652枚 目、654枚目ないし65 9枚目、661枚目ないし 669枚目及び671枚目	

		ないし 680 枚目のそれぞれ内容の全て	
	文書 18	3 枚目ないし 11 枚目、13 枚目、14 枚目、23 枚目、26 枚目ないし 28 枚目、30 枚目、32 枚目、34 枚目、35 枚目、37 枚目、38 枚目、41 枚目ないし 43 枚目、46 枚目、48 枚目、51 枚目、53 枚目ないし 55 枚目、57 枚目、58 枚目、61 枚目、63 枚目、65 枚目、66 枚目、68 枚目、70 枚目、90 枚目、91 枚目、106 枚目、109 枚目及び 112 枚目のそれぞれ一部	
		12 枚目、15 枚目ないし 22 枚目、24 枚目、29 枚目、31 枚目、33 枚目、36 枚目、39 枚目、40 枚目、44 枚目、45 枚目、47 枚目、49 枚目、50 枚目、52 枚目、56 枚目、59 枚目、60 枚目、62 枚目、64 枚目、69 枚目、71 枚目ないし 88 枚目、92 枚目ないし 105 枚目、107 枚目、108 枚目、110 枚目及び 113 枚目ないし 149 枚目のそれぞれ内容の全て	
4	文書 14	4 枚目、5 枚目、10 枚目ないし 12 枚目、14 枚目ないし 27 枚目、30 枚目	自衛隊員の身体的特性及び能力に関する情報であり、これを公にすることによ

		ないし 3 6 枚目、4 3 枚目 ないし 4 6 枚目、5 2 枚目 ないし 5 5 枚目、1 4 3 枚 目、1 4 6 枚目及び 1 4 8 枚目ないし 1 5 0 枚目のそ れぞれ一部	り、自衛隊の能力が推察さ れ、自衛隊の任務の效果的 な遂行に支障を及ぼし、ひ いては我が国の安全を害す るおそれがあることから、 法 5 条 3 号に該当するため 不開示とした。
5	文書 1 4	2 8 枚目、2 9 枚目、5 6 枚目、1 4 4 枚目及び 1 4 5 枚目のそれぞれ一部	自衛隊員の身体的特性及び 人的能力に関する情報であ り、これを公にすることによ り、自衛隊の能力が推察さ れるおそれがあるとともに 、自衛隊の運用に資するた めの諸研究に関する情報で あり、これを公にすること により、我が国の防衛力の 現状等が推察され、自衛 隊の任務の效果的な遂行に 支障を及ぼし、ひいては我 が国の安全を害するおそれ があることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示と した。
6	文書 1 4	3 7 枚目及び 3 8 枚目のそ れぞれ一部	自衛隊員の身体的特性及び 人的能力に関する情報であ り、これを公にすることによ り、自衛隊の能力が推察さ れるおそれがあるとともに 、自衛隊の運用に資するた めの諸研究に関する情報で あり、これを公にすること により、我が国の防衛力の 現状等が推察されるおそ れがあり、さらに他国に関 する情報であり、これを公 にすることにより、他国と の信頼関係が損なわれ、ひ

			いては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7	文書14	39枚目、40枚目、42枚目、47枚目、99枚目ないし109枚目、111枚目、112枚目、114枚目ないし129枚目及び133枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛力の現状等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書15	2枚目ないし6枚目、10枚目ないし35枚目及び37枚目ないし40枚目のそれぞれ一部	
		36枚目及び41枚目のそれぞれ内容の全て	
8	文書14	48枚目ないし50枚目、85枚目及び86枚目のそれぞれ一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
9	文書14	51枚目の一部	自衛隊の運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛力の現状等が推察されるおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10	文書14	76枚目、79枚目及び8	自衛隊の教育訓練に関する

		8枚目のそれぞれ一部	情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察されるおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 1	文書1 4	1 1 0枚目の一部	法人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛力の現状等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条2号イ及び3号に該当するため不開示とした。
1 2	文書1 4	1 3 1枚目、1 3 2枚目、1 3 4枚目ないし1 4 2枚目、1 5 1枚目、1 5 2枚目及び1 5 6枚目ないし1 6 4枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
1 3	文書1 4	1 5 3枚目及び1 5 4枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることに

			より、我が国の防衛力の現状等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるととも、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
--	--	--	--

※当審査会事務局において整理した。